

(参考)

助成対象となる経費・ならない経費について

謝 金	対 象	外部の講師・指導者・出演者等への1人あたり10万円以内の謝礼（講師料、出演料、演奏料など）
	対象外	10万円を超える部分、講師等への土産・花束、物品の購入（お菓子や商品券等）
旅 費	対 象	外部の講師・指導者・通訳者・出演者等への交通実費及び宿泊実費 会員の旅費（助成対象経費の3割が上限）※200,000円以上が助成対象となる経費だった場合、66,000円が上限となります ・宿泊費の上限は9,800円です ※宿泊費には夕食・朝食代を含む ・自家用車による移動の場合は1km30円として計算してください
	対象外	公共交通機関で移動時の特別料金（グリーン車両への乗車等）
消 耗 品 費	対 象	用紙・文具・インクカートリッジ等事務用品、CDやDVD等の購入費、材料代、コピー代
	対象外	食糧費（お菓子、飲料）、参加賞や景品等
印 刷 費 ・ 広告宣伝費	対 象	資料・チラシ・ポスター等の印刷、看板・横断幕・パネル等の制作、広告掲載料
	対象外	全体経費の20%を超える広告掲載料
備 品 費	対 象	事業の執行に必要な機器や工具等の購入費 ※10万円以下の物品で、管理責任者が明確であること、助成後同一事業を5年以上行い当該事業で使用する事が要件
	対象外	パソコン、タブレット、プリンター、デジカメ、プロジェクター等のOA機材の購入費
通信運搬費	対 象	切手・はがきの購入、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具等の運搬費
会 議 費	対 象	外部の講師・指導者・出演者等への昼食代（1100円以内）やお茶代
	対象外	1,100円を超える部分、内部のスタッフや会員への弁当やお茶代
使 用 料 ・ 賃 借 料	対 象	会場使用料や冷暖房費、マイク等の附帯設備使用料、器具や楽器・衣装等のレンタル料、著作権使用料等 ※団体・団体メンバーが所有の施設等の使用料については、一般向けに料金が設定されており正規の領収書を発行できる場合のみ対象
	対象外	団体の恒常的な運営費（家賃、光熱水費、電話料等）
設 営 費 ・ 舞 台 費	対 象	会場設営費・撤去費、照明費、音響費、大道具費、小道具費、衣装費 調律料、舞台監督料、演出料、監修料、脚本料、デザイン料、作詞・作曲料、楽譜制作料等
そ の 他 の 経 費	対 象	各種保険料や振込手数料等、上記以外の経費で理事長が必要と認める経費

※委託費については対象外です